

今後の進捗管理について

- 令和6年度生活排水対策推進協議会にて説明させて頂いておりました通り、水質汚濁防止法に基づく「生活排水対策推進計画」と、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく「生活排水処理基本計画」と一本化することに伴い、生活排水対策推進協議会を解散した上で、下記2パターンのどちらかで今後進捗管理したいと考えています。

(案1)和泉市ごみ減量等推進審議会(以下、「ごみ審」という。)で進捗管理を行う。

・**メリット:**生活排水処理基本計画は元々一般廃棄物処理基本計画内に位置付けられた計画であり合理的。

・**デメリット:**現時点ではごみ審には生活排水に詳しい学識経験者がいない。

必要に応じて、生活排水対策推進協議会委員がごみ審に委員として就任、もしくは難しい案件が必要な際のみ専門部会を設置する等を行うべきか等検討が必要。

(案2)和泉市環境審議会(以下、「環境審議会」という。)で進捗管理を行う。

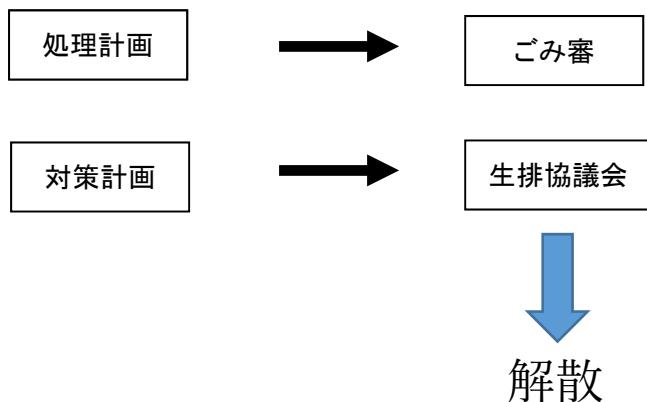
・**メリット:**藤森会長ほか複数の学識経験者が所属しており、引き続き適切に審議・進捗管理できる

・**デメリット:**これまでと同様に、ごみ審で生活排水処理基本計画の進捗管理、環境審議会で生活排水対策推進計画の進捗管理と、ほぼ重複する内容の審議を2回する必要が生じる。

また、ごみ審に生活排水に関する学識経験者がいない点については改善されない。

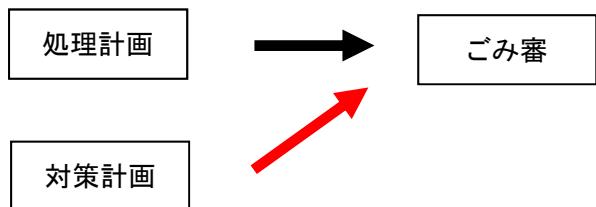
(参考)

○これまで



○令和8年度以降

(案1)



(案2)

